

Title	後藤基綱・基政父子(一) : その家譜と略伝について
Sub Title	Goto Mototsuna and Goto Motomasa (I) : Their lives and lineage
Author	中川, 博夫(Nakagawa, Hiroo)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1986
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.48, (1986. 3) ,p.31- 63
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00480001-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

後藤基綱・基政父子 (一)

——その家譜と略伝について——

中 川 博 夫

はじめに

中世鎌倉歌壇は、宗尊親王を將軍に戴き、真觀を歌道師範に仰いだ時期に最も活況を呈する(一)。その歌壇を構成した中心的歌人を、試みに、階級別に分類してみると次の如くなる。

中心的人物(勢力)

(イ) 武家(御家人) 政村・長時・義政・時直等(二)(北条) 基政・基隆(後藤)等

(ロ) 僧侶 隆弁・公朝(三)等(園城寺関係)等

(ハ) 公家 顕氏・重氏(紙屋川) 教定・雅有(飛鳥井) 能清(一条)等 関東祇候の延臣や関東に血縁・地縁を有し東下した者等。

(ニ) 女房 小督・備前・三河等(宗尊親王家女房)等

分類の方法や中心的歌人の認定等更に検討を要するが、各々の歌人の問題点もあわせ、それらは稿を改めて補訂したい。

本稿では、右(イ)の後藤基政及びその父基綱につき考えてみたい。基政は、同歌壇の中心業績とも言える『東撰和歌六帖』の撰者であり、少なくとも同歌壇を考える上では重要な歌人の一人である。又、父基綱は主に宗尊親王期以前に活躍し、鎌倉期の後藤家の礎となったと目される人物である。そこで、先学の辞典類などに於ける記述(4)を踏まえつつ、基綱・基政父子の伝記的考察を中心に小論を試みる次第である。

(一)

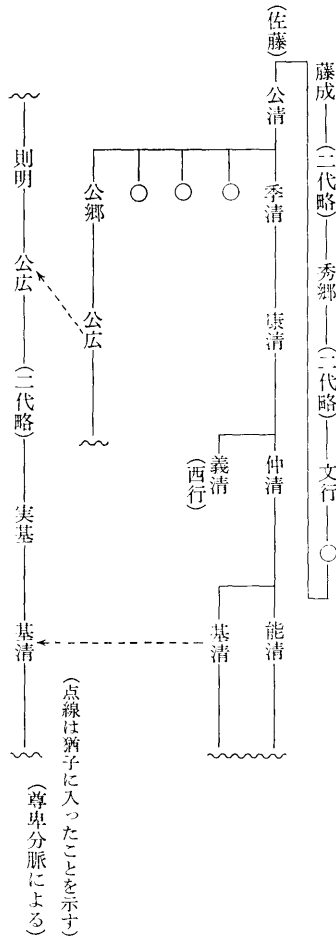
先ず、家系を見ておきたい。諸系図間(5)に若干の異同があり、その真偽は俄かには断じ難く、検討の余地を残すが、小論を直接左右する問題点はないので、便宜的に『尊卑分脈』(以下『分脈』と略記)第二編、時長孫後藤と藤成孫後藤を、他系図を参照しつつ勘案し、抄出して次頁に示す(図1)。

猶、後記系図類(注掲出分も含む)に見える以外に、基政男「基仲」と「基隆女妹」の存在の可能性がある(6)。加えて、基綱の女子の一人が「檢非違使行兼」の「次男」の妻となっていると目される(7)。

後藤家は、源頼義の七騎に数えられた「猛将」〔分脈〕にして「坂戸判官」〔河内国坂戸に出生し当地を本領とする〕・「後藤内」〔藤原氏出の内舎人〕と号した則明(8)を曩祖とし、以下累代河内源氏の家人となる(9)。左記系図等により概括すると、当家は公広以下代々、衛府の判官に任じ檢非違使を職掌とし、基清以下は従五位に叙され、国司に任じ、守

護職にも補され、幕府・六波羅の評定衆や引付衆に加わる者が出る程度の家柄である。まずは正統的な武士の家筋と言えよう。猶、同家は代々猶子を迎え入れつつ相伝された家系でもある(補注Ⅰ参照)。

基綱の父・基政の祖父である基清(10)の実父は佐藤仲清であり後藤実基の猶子となった(分脈・系図纂要(以下纂要と略記))。仲清は既に指摘されている如く(11)、佐藤康清男で、義清の同腹の兄である。即ち、基清は西行の甥に当る訳である(図2)。



この西行の血縁であるという事実が、基清以下一族の者にどの様に意識されていたかは明確にし得ないが、或は後述する基綱・基政の歌人としての活動に、直接・間接に働きかけたのであろう可能性は留保されよう。いずれにせよ、基清の実家Ⅱ佐藤家と養家Ⅱ後藤家は、同族Ⅱ(藤原氏藤成流)にして共に弓馬の家であり、家格をほぼ等しくする(13)ものである。従って、基綱・基政父子の家系を論ずるに際し、その血統上からも武門であることを前提として問題は無い

ことになろう。

基清の養父実基は、源義朝の家人であり、平治の乱に参戦し¹⁴、『平家物語』では「後藤兵衛実基は、ふる兵にてありければ、いくさはさせず……」¹⁵と評されている人物である。この実基の妻が、頼朝の妹(坊門姫)一条能保室の乳母であり、従って基清はその乳兄弟で、そのことが「基清の生涯を決定的に支配した」と考えられている¹⁶。

その基清は、久寿二年(一一五五)生(秀郷流系図後藤の享年より逆算)、左衛門尉に任じ、治承・建久年間頃には檢非違使・藏人を兼官した(玉葉)17)。又、後白河院の北面の武士であったとも伝える(纂要)。父実基と共に頼朝の麾下に入り、同時に一条家にも仕え、建久九年(一一九八)正月には、後鳥羽院の北面に加えられた(参軍要略抄下・明月記)。更に、頼朝や能保の忠臣として、源平の争乱とその後の平家残党の追捕や義経の追跡等に存分の働きを為した。

『吾妻鏡』には、「馴ニ京都ニ之輩」(元暦元年(一一八四)六月一日条)、「目八鼠眼ニテ只可レ候之処。任官希有也。」(同二年四月十五日条「東国住人任官輩事」と評されている。「風采はあがらないが、なかなか気性が激しく、かつ剛勇な武士」(注10)所掲角田氏論攷)であったと想像される人物である(後述する基綱の資質とは相容れないものがあり、そのことも両者の断絶の一因となったか)。

猶、この基清の代までは、後藤家はその職務より推しても、京都を本拠として、公家社会の一員であったものと思われる。そのことが、基綱以降の一族の性質や、同家と京都の貴族との関係の上に何らかの影響を齎したかとも憶測されるのである。

父祖以来の武門の面目を施し、守護職にも補任され¹⁸幕政下での後藤家の地位をも堅固にするかに見えた基清であるが、頼朝薨去後、政治的陰謀にも巻き込まれ¹⁹、頼朝の後裔が次々に絶え幕府が北条執権体制へと移行するにつれ、

鎌倉方と疎遠となる。承久の乱に於ては、長男左衛門尉基成と共に京方に与し、基成は宇治河に討死、自身は幕軍に参じた次男基綱の手に掛かり、承久三年(一二二二)七月二日〔吾妻鏡(纂要は「三日」とする)〕六条河原に刑死する。時に基清は檢非違使從五位上左衛門少尉・院西面の武士にして六十七歳である⁽²⁰⁾。

ところで、基政の母は大江能範女である(分脈・纂要)。この侍所司の一人である能範(檢非違使左衛門尉)も、院方に参陣し基清と共に刑死している〔吾妻鏡〕。基綱の父・岳父即ち基政の祖父二人は、北条時政・義時を實質上の首班とする幕府に賊為すものであったことになるが、実際には基綱以降同家は幕府内に地歩を固めてゆくのである。

『平家物語』長門本等によれば、嘗て基綱は、父基清と共に平家残党の追捕⁽²¹⁾等に活躍したのであった。その基綱が如何なる事情で父・兄と袂を分かつことになつたのかは不詳である。しかし、基綱は、承久元年(一二一九)七月十九日、頼経の入宮の行列に「狩装束」で供奉し、翌年十二月一日の頼経の著袴にも近侍している〔吾妻鏡〕こと等から、次の如く憶測を巡らすことも一応は可能であろうか。即ち、基綱は承久の乱以前、鎌倉に在り藤原摂家将軍に近侍する過程で(父基清は在京御家人・檢非違使として後鳥羽院周辺に祇候)、北条執権体制へ組み込まれ、或は自ら營利的にそこに参画しつつ、父祖以来の源氏家人たる意識も希薄化し(又は政治的・戦略的状況判断がその意識を放逐させ)、京、關東の紛争に臨み、敢えて在京御家人たる父と敵対する道を選択する——若しくは選択せざるを得ないと言うべきか——に至つたのではないだろうか。

ともかくも、基綱は、前述の如く父基清を斬首する。これにつき『承久記』⁽²²⁾には、

後藤大夫判官基清、降人に成たりしを、子息左衛門尉基綱申受け切てけり。「他人に切せて死骸を申請、孝養した

らんには、頗る劣り也」とぞ、人々私言き申ける。

とある。又、同書前田家本では右記相当部分に続き、保元の乱に義朝が父為義を斬った例を挙げ、「それをこそ末代までのそしりなるに、二の舞したる基綱かなと、万人つまはじきをぞしたりける」(23)と批判する。更に、『承久軍物語』本では、「子の身として、まさしく大をんのちゝをちうしけるもとなが心こそあさましけれ。」(新校群書類従本)と記す。基綱の性格や行動の評価は別にして(24)、少なくともこの事件そのものが、基綱をして、「御家人」として幕府の中核に位置せしめる事、延ては家勢を維持してゆく事の保証ともなっていると想定されるのである。事実、基綱以降も、後藤家は、守護職に任じ(25)(鎌倉末期まで外様守護家の地位を保つ)、又、幕政の要職——幕府・六波羅の評定衆・引付衆——に就きつつ(26)、北条得宗家の激しい他家排斥の動向の中にあつても有力御家人家として存続するのである(特に、基綱の代の同家の勢力には北条一族に準ずるものがあつたのではないかと思われる)。

ここで基綱以降の眷属中、姻戚関係等、着意される点を確認しておきたい。

一つは、基綱女二人が宗尊親王家の女房——中務卿宗尊親王家備前(27)・同三河(28)——となつてゐることである(分脈・勅撰作者部類)。何時、如何なる経緯で基綱女が親王家の女房となつたかを明らかにする資料は持たない。しかし或は宗尊親王の將軍就任後であるとして、後述する如く基政はそれ以前在京の経験を有し、親王若しくはその側近の何人かと旧知であつた可能性もあり、その縁故によるものかとも憶測できる。又、基綱女が親王家女房となる以前には両者間に交流が皆無だつたとすれば、同家——基綱・基政——の政治的野心と手腕を想像させる。何れにせよ、宗尊親王と後藤家の親密さを一応は推察させよう。

次では、基政の孫基宗²⁹の母二基頼室が宇都宮宮頼業女（蓮生の孫）であることを注意したい（分脈・纂要）。基宗の生没年は不詳だが、父祖の子を為した年齢を考量し³⁰、仮に父基頼二十五歳、三十五歳時の子とすると、弘長二年（一二六二）と文永九年（一二七二）生となる。宇都宮家と後藤家との姻戚が何時結ばれたかも不明だが、基宗の仮定生年の多少前頃ではあるう。

この宇都宮家を中心とする宇都宮歌壇の主要業績『新和歌集』（正元元年（二五九）七月頃までに一応成立し、以後弘長元年（二六二）頃まで切継か³¹）に、後藤家からは、（八百七十五首中）基綱十二首、基隆五首、基綱女一首の入集を見ている³²（同書巻末の「作者」記載歌数とも一致）。特に基政は、宇都宮家の者を別にする、第三位の入集数であり³³、為家の十一首に比しても好遇されていると言える。宇都宮・後藤両家の深交³⁴を窺知させると共に、宇都宮歌壇と基政の和歌活動との関連——敷衍すれば鎌倉歌壇と宇都宮歌壇との媒介的な存在としての基政の可能性——といった問題をも想起させよう。

右にも関連し、後藤一族の和歌活動を、撰集の入集状況に概観してみたい。

先ず諸勅撰集の各人毎の入集数を次に示す。

基綱	新勅撰2（首）	続後撰3	続古今1	続拾遺1	続後拾遺1	新千載1	新統古今1	計10首
基政	続後撰1	続古今6	続拾遺1	新後撰1	玉葉1	新千載1		計11首
基隆	続古今3	続拾遺1	新後撰1	続後拾遺1	新拾遺1	新統古今1		計8首
基頼	続拾遺1	新後撰1	玉葉1	計3首				
基雄	風雅1							

備前 続古今 1

三河 新後撰 2 玉葉 1 計 3 首

(『勅撰作者部類』による)

その他、関東歌壇が産んだ打聞類への入集状況を示す。

。『東撰和歌六帖』(35) (内は別系統本(36))

基綱 7 (10) 基政 3 (6) 基隆 1 (9) 基頼 1 (0) 定清(37) 1 (2) 三河 0 (1)

。『拾遺風躰和歌集』(38)

基綱 1 基政 1 三河 2 基隆女妹 1 (注(7)参照)

。『柳風和歌集』(39)

基秀 1 基隆女 1

右記の結果よりしても、基綱以降の後藤家が、関東に於ける重代の歌人の家としてあり、鎌倉はもとより中央にも相当程度には存知されていたのではないかと推察されるのである。

以上、後藤家につき縷述した内容を、繰り返しにはなるが一先ずごく簡略にまとめておきたい。

後藤家は、祖則明以来、源氏の家人にして衛府の判官に補される武門の家系であった。

平安末期、実基やその猶子に佐藤家より入った基清等は、保元・平治から治承の戦乱に活躍した。又、その基清を初め、代々五位に叙され衛門大夫・檢非違使に任じる者を輩出し、鎌倉期にも在京役・六波羅評定衆等を務め、治安警察に従事した。殊に、基清・基綱父子は共々平家残党追捕に携わったが、両者は承久の乱に京方・鎌倉方にと訣別し、結果は、基綱が、基清を処刑し、兄基成の討死もあり、同家を相続した。

基綱以降、守護職にも任じ、幕政の枢要に位置し、鎌倉末まで血脈を保つが、同時に、元来西行の血縁である事実や、役職上在京する機会が多いこと等が影響してか、又、宇都宮歌壇や宗尊親王家と縁故を形成しつつ、関東重代の歌道家とまでなったのである。

(二)

上述の如き家筋であることを踏まえ、基政及び基綱を考えてゆきたい。先に、父基綱につき、考察を加えてみる。関東御家人家としての実質上の始祖は基綱であり、併せて重代の歌人輩出の先駆も基綱であると見られるのであり、歌人基政の存在も父の存在を無視しては考えられないと思われるのである。

基綱は、養和元年(一一八一)生。康元元年(一二五六)十一月二十八日、七十六歳で卒去している〔吾妻鏡・纂要・関東評定衆伝(以下評定伝と略記)〕。法名は寂念(分脈時長孫・纂要)、或は寂仁(分脈藤成孫)とも伝える。十六歳の時、前述の如く、父基清と共に平家殘党狩りを経験している。『吾妻鏡』に初出するのは、正治二年(一一〇〇)二月二十六日条で(時に二十歳)、頼家の鶴岡参宮に供奉している。その後、三代將軍実朝の「昵近祗候人」として「学問書番」十八名の一人となる〔吾妻鏡建曆三年(一一三三)二月二日条〕。猶、基綱自身、実朝への哀情には強いものがあつたと思しく、実朝没後二十三年を経た貞永元年(一二三三)十二月二十七日、追善の爲の大倉堂を建立供養している。

承久元年(一二一九)八月二十六日には、後鳥羽院御病氣見舞の使節として上洛している。その後鳥羽院に矢を向ける承久の乱時の宇治合戦に於ては、勲功の武士を「尋究」しその交名を注して泰時に送付する務めを果している(後述する恩沢奉行に任じる先蹤とも言えよう)〔以上吾妻鏡〕。

右記の如きが、承久の乱以前、比較的若年時の基綱の事跡中、注意される点である。

その承久の乱後の官位・職歴を主に『評定伝』・『纂要』及び『吾妻鏡』により整理すると次の如くなる。

寛喜元年(一二二九)二月二十七日、「使宣旨」を「蒙」り、檢非違使(左衛門尉)⁽⁴⁰⁾に任じられる。その後、七月二十
六日、「叙留」〔評定伝〕と見え、従五位下に叙されたと知られる⁽⁴¹⁾(父基清は遅くとも、三十歳代には当官位に達して
おり⁽⁴²⁾、それに比しても基綱は停滞していたと言えるが⁽⁴³⁾、これは父の承久の乱の刑死が影響してのことであろうか)。
天福元年正月(一二三三)二十四日従五位上に叙され⁽⁴⁴⁾、嘉禎二年(一二三六)三月十九日佐渡守に任じ、同三年九月十
五日正五位下に至り(「止任国叙之」、十月二十七日玄蕃頭となる)。

ところで、『吾妻鏡』によると、右の檢非違使任時(二月～三月)、基綱は在京し、後三月二十六日帰宮し、將軍頼
經と執権泰時に拝職の旨を報告している。他方、『明月記』同年六月二十四日条に「人云、基綱又入洛、仍可有除目云
々⁽⁴⁵⁾」、並びに七月二日条に「今度基綱入洛之次」と見える。この「基綱」は、疑問の点を残すが、一応当該の基綱であ
る可能性が存すると思われる⁽⁴⁶⁾。更に、『明月記』寛喜二年(一二三〇)四月二十四日条の賀茂祭行列中の「五位基綱」
については、位階が一致し、より可能性が高いと考えられるが、その前後は、三月十九日条と六月九日条の『吾妻鏡』
により鎌倉に在ることが知られる。

『明月記』中の「基綱」が当該の基綱であるとすると、この時期、京都と関東との頻繁な往来が窺えると共に、藤原
定家が基綱を一応認知していたことにもなる(父基清についても定家は、前記(注(19)参照)の基清失脚後の関東護送
と、その後の遷任を記述している以外にも、何箇所かその名を記している⁽⁴⁷⁾)。

一方柳營では、嘉祿元年(一二二五)、「七月十一日二位家薨逝。(致子) 年六十九。以後被_レ始_二評定_一。年紀不分明。」〔評定伝〕とある評定衆(48)に当初から列し、寛元四年(一二四六)六月七日に名越光時の叛逆に關連し罷免される(49)まで当職にある。その後、恐らくは宝治年間頃京都大番役に勤仕し(50)、建長四年(一二五二)四月三十日に引付衆に加わり、没するまで務める。又、先にも触れた如く、嘉祿三年(一二二七)十月から翌年五月十六日の間以降、越後守護に任じられていたと考えられている(51)。猶、基綱は、貞永元年(一二三二)七月十日の『御成敗式條』(52)後付の「起請文」に連署している。

右の職歴の概観によっても、基綱が幕府の重鎮であったことは看取されようが、引き続き、その具体的事跡の中から着目される点を幾何か抽出し検証してみたい。

(i) 譜代の檢非違使にして御家人たる基綱が治安維持に従事するのは当然の事だが、就中次の一例を以てその働きが窺知されよう。

嘉禎元年(一二三五)十二月、興福寺衆徒の蜂起に「在京勇士等」が木津河辺に馳向する(二十四日)の報を幕府が受ける(二十九日)。翌年二月、基綱が「御成敗之趣」を衆徒と「具」さに「門答」し、「一々承伏」させる(十四日)。三月二十一日、基綱(既に下向)はその功により賞される(53)〔吾妻鏡〕。

これにつき『吾妻鏡』は「凡為_レ世為_レ寺。奉_三為_二關東。第一奉公也。尤感恩食云々。」と記すのである(54)。その他、例えば仁治二年(一二四二)十一月、三浦と小山の争いを鎮撫している〔吾妻鏡〕。

右の事例より、基綱が父祖以来の職掌を全うする姿を見てとれるが、同時に、『吾妻鏡』の性質上、多少の誇張はあ

るとしても、その交渉能力——政治的手腕——を感じると共に、その根柢となる人格(学識を含む)が連想されよう。

(ii) 鎌倉に於ける基綱の治績を検証してみる。贅言するまでもなく、將軍家の渡御等に供奉する事は、他の御家人同様当然であり、建保六年(一一二八)六月の実朝鶴岡参拝供奉以下、建長八年(一一五六)七月の宗尊最明寺御参まで数多い〔吾妻鏡〕。他には、嘉祿元年(一一二五)十一月二十日の御所造宮に関する陰陽師による方位等の測量を奉行して以後、

- ① 御元服奉行
 - ② 御祈奉行
 - ③ 作事奉行
 - ④ 恩沢奉行
 - ⑤ 御産所奉行
 - ⑥ 保険断奉行
 - ⑦ 仏事奉行
 - ⑧ 地奉行
- 等々、

といった諸事を奉行している(55)。別けても、①に関しては、頼経・頼嗣二代に渡り務めており、將軍家に親近する基綱が想定されよう(56)。又、④は、論功行賞という御家人の重大事を司る「頗る重」い職務であるが、基綱は、遅くとも文暦二年(一二三五)五十五歳時には当職に任じ、以後も、中原師員(57)と共に務めていたと見られる。この中原家との関係は後述する如く、次代まで続く。少なくとも柳営内では、明経道の相伝家である同家とほぼ同格に、後藤家が評価されていたものと思われるが、その根底に基綱自身の学識教養をも想見させるのである。

更に、六十五歳の時には鎌倉の市街管理(道路・家屋・治安等)をする保司奉行人を統轄する如き地位にあったことも知られる(58)。

右記(i)・(ii)の諸事例を勘案すると、結果的に基綱の処世が奏効した承久の乱以後、北条得宗家が権力を掌握し、執権体制を固めてゆき(その過程での他家排斥の鬭諍はあっても)、幕政が安定する中で、壮年期の基綱は、家の職掌である検非違使として治安警察活動に従事するが、そこには武人としての活躍より能吏としての行動が窺知される。そしてむしろ幕政の公事——特に鎌倉の内務——に執掌し、次第に柳営の「宿老」〔吾妻鏡〕として重責を担っていったものと認

識される。ここに御家人基綱の実像の一面——相応の学識を有し政治的感覚・実務的手腕に秀でる——を想定することができるように思われるのである。そしてこの基綱の社会的地位が後藤家存続の基となり、基政以降に継承されてゆくのである。

ところが、基綱には別なる側面が認められる。言わば貴族的性質であり、以下それにつき述べる。

基綱は『新勅撰和歌集』に一首の入集を果しているが、鎌倉では寛喜三年(一二三二)九月十三日の御所和歌会に源親行、伊賀光西等と共に出席しているのを初例として、度々の和歌の行事——和歌会・連歌会・柿本影供・継歌等——に参加しており、それは最晩年にまで及んでいる(統稿年表参照)。視座を変えれば、基綱は、最小限頼経將軍期から宗尊親王將軍期の間、一貫して歌人として存在し、殊に、鎌倉歌壇活性開花期以前——主に頼経將軍期——の同歌壇の主要構成員であつたと見做すことができよう⁵⁹(歌人基綱の詳しい事績については統稿)。

しかし、その基綱には単なる一御家人歌人に留まらない部面も見受けられる。大倉の後藤宅⁶⁰は、時に評定も行なわれ⁶¹、將軍家(頼経)も渡御している。その邸宅では度々雅宴が催行されているのである。次に例示する「吾妻鏡」。

① 文暦二年(一二三五)二月九日

頼経入御宿泊：武芸(御的・小笠懸) 蹴鞠 酒宴 管絃 和歌会(夜) 主な供奉者：北条政村・朝直 三条親実 三浦義村・光村 伊藤祐時 参会者(夜)：北条時房・泰時

② 延応元年(一二三九)七月二十日

頼経俄に渡御：管絃・舞曲等(勝長寿院の児童等を召す) 主な御供者：北条光時・実時 三浦光村・家村・資村 毛利

泰光 藤原定員 伊賀光重 結城朝広

③ 寛元元年(一二四三)九月五日

頼経入御：和歌・管絃等 舞女参入 人々猿楽：鶏鳴以後還御 主な供奉者：北条経時・時頼・政村・朝直・光時・時長・実時・時章・時直 足利泰氏 三浦泰村・光村 安達義景 宇都宮泰綱 佐々木泰綱・泰清 千葉秀胤 参会者：二条教定 北条資時 源親行 「壬生侍従」(不詳。或は隆祐か)

この基綱邸は、「此所素属ニ山陰。閑寂幽棲也。加之紅葉緑松交枝之欸。黄菊青苔带露之粧。感荷非一。」〔吾妻鏡右③条〕と評されている。想像するに広壮にして雅趣に富んだ自邸に、將軍や幕府要人を饗応し文事の会を執行する基綱に、その経済力・政治力の高さを感ずると共に、文事を嗜考し風雅を尊重する姿が想起される。そしてそれは、役職上滞留することも多かったと思われる京都の公家とその生活を憧憬する心情の表徴であるとも解釈されるのである。更に、自覚的であるか否かは別にして、基綱が頼経將軍期の御家人達の趣味的分野での庇護者的存在であったとも見做されるのである。猶、それを傍証する如く、蹴鞠に関しては、晩年に至り、「見証」(審判)を務めていることも知られる(62)。

ここで、基綱の貴族的心情の、恐らくは延長としての隱逸趣味への指向性を窺わせる如き贈答歌を例示しておく(63)。

藤原基綱山ざとに侍りけるに申しつかはしける 平泰時朝臣

風まぜにみ雪ふりしく山ざとのあさのさごころもいかにさゆらん

返し 藤原基綱

思へたださらでもさゆる山おろしに雪をかさぬるあさのころも手

〔『新千載和歌集』卷十六雑歌上 一八二九・一八三〇〕

右に見た如き文事(伎芸も含む)に関する事跡は、総じて、基綱が大夫判官檢非違使に任じた以後の事である(無論それ以前の文事の活動は否定し得ない)。従つて、基綱のその方面への志向は、自身は家の面目を保つ官位を得て、御家人として斯界の中枢に位置を占め、恐らくは經濟力をも増大させてゆく過程——同時に北条執権体制確立に伴う鎌倉武家社会の安定による貴族的文化への関心の高まりという背景——に照応したものと判断されよう(勿論、基綱個人の資質⁶⁴)や教育的還境も考慮されるべきであるが、その点につき今は明確にし難く後考を俟ちたい)。更に言えば、その基綱の存在と活動が、基政以下後藤家に歌人が輩出する礎石となつてると把握し得ると思われるのである。

以上、基綱につき述べてきたことをここで概括する。

基綱は、武家の名門に生を享け、関東御家人として二代頼家以降六代宗尊までの將軍に仕える。源平鬪諍の余燼を父基清と共に潜るが、承久の乱では自ら父を処刑後、家督を継ぎ、北条執権体制下に評定衆・京都大番役・引付衆を歴任、並びに越後守護として幕政の要路に立ち、官位も、停滞はしたが譜代の左衛門尉(檢非違使)や玄蕃頭に任じ正五位下に至る。治安警察行為に従事すると共に、学識を有する平時の行政的実務者として能力を発揮し、京都と鎌倉とを繋ぐ如き働きを為したものと思われる。

一方、自身の資質と在京の経験によつてか、和歌を詠作し、自邸に様々な遊興の会を催す等、京都の貴族文化への傾倒を見せる。その地位も絡み、鎌倉に於ける、同文化の先駆的实践者であり、同時にその移入の主導的存在として位置づけられよう。

この基綱の、幕府の枢機としての地位・貴族文化志向の姿勢が、基政以下の子孫の存在の基盤となつてると捉えら

れるのである。

(三)

家系及び基綱の事跡を踏まえ、基政について述べる。

基政は、文永四年(一二六七)六月二十三日、五十四歳で卒去している〔評定伝・纂要・勅撰作者部類〕。従って、建保二年(一二二四)生であり、父基綱三十四歳の時の子である。

その官位と幕府での職歴を父同様主に『評定伝』、『纂要』により整理してみたい。基政は大略父基綱と同様の経歴を辿るが、検非違使(左衛門尉)となるのは、曆仁元年(一二三八)閏二月十五日、二十五歳の時である。父基綱の同官拝任は四十九歳である。この差異は、先述した如く、各々の父——基清・基綱——の境涯の相違に起因するものと思われ、基政の出世は父の余光による所が大きいのと推測される。

その後、仁治二年(一二四〇)四月七日、叙爵し⁶⁵、続いて、寛元元年(一二四三)十一月十六日、従五位上に昇叙、建長三年(一二五一)正月二十三日、老岐守に任じられている⁶⁶。

幕府では、父基綱卒去の翌年、正嘉元年(一二五七)四月一日、その跡を襲い、引付衆に加わっている。その後、弘長三年(一二六三)六月二日在京人として上洛し(以後『吾妻鏡』に記載無し)、六波羅評定衆となったものと思われる。

右の如く基政は基綱同様幕政の要職に就いている訳だが、評定衆に加えられるに至っていないことは、その個人的資質と父に比して早い卒去及び北条得宗家の権力集中の進行といった事情によるものかとも思われる。

ところで、以上の他、基政は或る時期「春宮帯刀」を務めていたと伝えられる。『続拾遺和歌集』には次の一首が収められている。

春宮帯刀にて侍りける事おもひ出でてよめる
藤原基政

いにしへの春のみ山のさくらばななれしみとせのかけぞ忘れぬ

(卷七雑春歌 四九四
四九五)

基政の当職在任期は何時で、その東宮は誰であったのだろうか。

基政の名が『吾妻鏡』に初出するのは、嘉禎三年(一二三七)三月八日条で、その表記は「後藤佐渡左衛門尉」であるが、次の同年四月二十二日から暦仁元年(一二三八)二月二十八日までの各条(67)の表記は「佐渡帯刀左衛門尉」である。この記載が基政の当時の官職を示すものとすれば、一応右の期間がその在職期間となる。但、初出の記載が不備とすれば、基政詠の「なれし三年」をも勘案して、それ以前嘉禎初年頃からの可能性も否定されまい(但、「三年」の解釈により違いが生じよう)。

では、その期間に東宮たり得たのは誰であろうか。基政の生年も考慮すると、次の二人が挙げられる。

名 立太子 踐作

イ 秀仁(四条天皇) 寛喜三年(一二三二)十月二十八日 貞永元年(一二三二)十月四日

ロ 邦仁(後嵯峨天皇) 仁治三年(一二四二)一月二十日

イの秀仁親王は、寛喜三年生で、東宮位期も約一年であり、「なれし三年のかけぞ忘れぬ」の表現と齟齬がある様に見える。又、ロの邦仁親王も事情により立場は無く(68)、結局不審とせざるを得ない。しかし、後者の場合の基政の

実際の在京を措定すれば、後述する宗尊親王との関係の背景に、父帝後嵯峨天皇及びその周辺との交渉を想定することが可能ともなろう。後考を期したい。

基政は、その役職——東宮帯刀、檢非違使六波羅評定衆——上、在京の機会は当然多かつたものと推察される。それを裏付ける資料を二、三示してみる。

青年時、藤原定家に師事したことを示唆する一首がある。

よみおきて侍りける歌を前中納言定家のもとにつかはすとて、つつみがみにかきつけける
藤原基政
おろかなる心は猶もまよひけりをしへし道の跡はあれども

〔新後撰和歌集〕卷十八雜歌中 一三八五

如何なる事情による、どの程度の師弟関係かは扱置き、右の詞書は基政在京時の消息を伝えると解釈するのが自然であらうか。その時期は定家の薨去の仁治二年（一二四二）八月二十日以前、或は東宮帯刀在任時である可能性もあろう。

その他、時期は不詳だが、基政の在京時の私的部面を窺知させる資料もある。

『新千載和歌集』には次の一首がある。

宮づかへする女を忍びてかたらひとりてあひすみ侍りけるをやむごとなき所よりきびしうとがめられければ、
さらになきよしをのみこたへけるにかの女ほどなく身まかりにければよめる
藤原基政
ある世にもなしとこたへし偽のやがてまことになるぞかなしき

〔卷十九哀傷歌 二二七〇〕

又、『沙石集』（卷五末連歌事）には次の如くある。

一 鎌倉ノ後藤壱岐守基政在京ノ時、西山ノ花見テ帰サニ、花ヲ一枝簞ニサシテ、トヲリケルヲ、或棧敷ノ女房、中ヨリ、

ヤサシクミユル花簞カナ

ト云出シタリケレバ、馬ヨリヲリテ、

モノノフノ桜ガリシテカヘルニワ

（日本古典文学大系本。旧字は新字に改める。）

右の二種の資料は何れも詳しい事情は不明であり、更に検討を要するが、そこに記し留められた基政像には、公家社会に我が身を置き得る——雅趣を解する——教養の人の面影がある。同時に貴族側の対応にも単なる関東武士に対するのとは違ったものがある様に見受けられる。この事象は、前述の父基綱の貴族的性行に一脈通ずるものがあるうし（父の影響を想定するべきか）、鎌倉に於ける基政の和歌の事跡にも照応して留意されるべきであろう。

右にも関連して、京都より東下する途次の詠を参考までに挙げておく（鎌倉と京都往還数多の所産か）。

（旅の歌の中に）

藤原基政

相坂の夕付鳥はいまそなくみやこの空は夜ふかゝりけり

（『拾遺風躰和歌集』鬮旅部（松平文庫一三〇—七本）

基政の御家人としての足跡を年次を追って瞥見する。基政は、四代頼経から七代惟康（実質的には六代宗尊）までの将

軍下に勤仕した。

頼経將軍期の嘉禎三年(一二三七)三月八日、二十四歳の基政は近習番十八名の一人に選定され⁶⁹⁾、同年四月二十二日、頼経の渡御に、父基綱共々供奉している〔吾妻鏡〕。二十代——主に頼経將軍期——の基綱は、折々の將軍家供奉を務めているが⁷⁰⁾他に目立った職務は見えない。言わば、幕府御家人としての発動期と捉えられよう。

その後建長二年(一二五〇)十二月二十七日、將軍頼嗣の近習(六番九十六名)にも結番されている。この時期基政は、漸次、實際上の治政に服務したものと推され、例えば、同三年十二月三日、鎌倉市中の商業区域制定を小野沢入道光蓮(仲実)等と奉行している⁷¹⁾。

翌建長四年(一二五二)四月一日の宗尊親王の入宮に、基政は「狩装束」で従い、同月三日、「御格子番」(六番七十二人)となる。同年十一月十二日、「出仕して居るものを尋ねて、用務を指定する役」〔官職要解〕とされる「問見参」(六番六十名)の五番筆頭に結番されている⁷²⁾(弟基隆も五番に結番される)。その後、建長六年(一二五四)には、鎌倉中の「物念」(不穏な情勢)の間、諸人と共に御所に参じたり(六月十六日)、又、鎌倉保奉行人の「緩怠」の戒めや、政所や侍所の下役の鎌倉中の騎馬禁止、及び「押買」の禁止等の奉行を務めている(十月十日)と知られる〔吾妻鏡〕。この頃から、基綱は最晩年に当り、恐らくは実務から退きつつある⁷³⁾。父基綱に代わり、後藤家当主として幕政に相応の地位を築いていったものと判断される。

それを証明するかの如く基政は、父の没後、正嘉元年(一二五七)八月二十五日、勝長寿院造宮奉行を、父子二代の同僚中原家の師連(師員男)等と共に拜命する。同年十二月二十四日には、仙洞を模し勅許を得て設置した近習の職である「廂衆」(六番六十人。廂御所に結番の次第——一番子午・六番己亥——に従って勤仕する)に、嫡子基頼と共に結番さ

れている。更に弘長元年(一二六一)二月二十九日、幕府の大規模な新制の制定の一還として、関東祇候の諸人に対する、家屋や行粧等の「過差」の禁止以下、数ヶ条の「厳制」⁽⁷⁾制定を光蓮と共に奉行している(『吾妻鏡』)。

以上の略述をもってしても、幕政が、御家人として將軍に近侍しつつ、頼嗣將軍期後半から宗尊將軍期頃以降父の地位を受け継ぎ、鎌倉の要務——主に市中の民政や幕府内の肅正——に服する存在となつてゆくことが了解されよう。

猶、基政は、若宮大路から田楽辻子に至る間に居を構えたものと推断され⁽⁸⁾、その邸宅が、將軍家祇禱の大阿闍梨(左大臣法師嚴惠)の休所に指定されていることが知られる(『吾妻鏡弘長三年(一二六三)正月十八日条』)。

さて、基政は、右の如く行政の実務に活躍する立場にあつたと想定される時期の正元二年(一二六〇)正月二十日、新設された「昼番衆」(六番七十八人)に加えられる(『吾妻鏡』)。詳しい職務は不詳だが、当衆は「其内於^二壯士^一者。歌道蹴鞠管絃右筆弓馬郢曲以下。都以下^レ堪^ニ芸^一之輩と」を以て結番されたものである。果して、基政が『吾妻鏡』の言う『壯士』に適合するの(か⁹⁾、又、どの「一芸」にその能力が該当するのか、即断はし難い。しかし、

① 翌弘長元年(一二六一)三月二十五日に、宗尊親王の近習の中、当番の日に「可^レ奉三五首和歌」の旨を用命された「歌仙」の一人に選人されている⁽¹⁰⁾。

② 同三年正月十日「堪能」を以て選定された「旬御鞠之奉行」(二十七名)にも基政は任ぜられている(以上『吾妻鏡』)。この二つの事実を以て勘案すれば、基政が、芸道に堪能なる人物として当時の柳営内の通念に捉えられていたものと推測されよう。『吾妻鏡』の記す、同年七月二十二日の「関東近古詠可^ニ撰進^一」の基政への主命——『東撰和歌六帖』の撰定——もその評価の一連の中に定位されるべきものと考えられるのである。

以上、基政について述べてきたことを簡略にまとめておく。

基政は、承久の乱を幼年期に迎え、未だ將軍位を繞る政治的暗闘や御家人間の紛争はあるものの、大きな兵戈を経験せずには過した。幕府重鎮たる父基綱の庇護下に、家職の左衛門尉檢非違使に、比較的若年にして補され、佐渡守、壹岐守に任じ、従五位に至る。柳宮では、引付衆・六波羅評定衆を歴任し、主に鎌倉市中の内政に服務し、晩年は在京した。

父自身の影響とその父の築いた環境の中に、自と醸成されたであろう教養は、恐らくは青年期の京都滞留によって培われた経験と相俟って、基政の生涯の方向を規定せしめたのではないだろうか。

それは具体的には、芸道諸般に渡り鎌倉武家社会に於て頭角を顕現し、そのことを以て將軍側近となり、撰集をも拝命する存在となったということに結実するのである。

総じて、父の地位・役割を継承し、鎌倉圏に於ける貴族的文化をさらに促進させるのに力があつたものと捉えられるのである。

ここで、基政以外の基綱の子孫につきごく簡単に言及しておく。

基政弟の基隆(従五位下・伊勢守・檢非違使・六波羅評定衆)は、基政と共に、基綱の地位・事績を継承し、同家の勢力保持の一端を担いつつ、歌人として活躍し、その点に於ても同家及び鎌倉圏の文運隆盛に貢献する人物であつたものと想定される。

一方、同家の嫡系は、基政以下基宗・基雄と相伝されたものと見られるが、各々は、ほぼ父祖の地位(六波羅關係)を

踏襲しつつ、歌人としての事蹟を一応は留め得る程度の存在であったと思われる。

おわりに

以上縷述した如く、後藤基綱・基政父子は、御家人として鎌倉武家社会の一翼を担うと共に、一方で京都公家社会との、比較的緊密なる関係を保持しつつ、その文化の受容に努め、その要件たる文事・伎芸を身を以て実践した。そのことは、結果的に、京都文化の鎌倉圏への導入を促すことに繋ったとも考えられる。

それは、取りも直さず、兩人が、鎌倉圏の文運興隆の主導的役割を果たした武家側の教養人として、無視し難い存在であることを意味するものである。父子の略歴を些かなりとも擦ったことに於ても、それは具象的に検証し得るものと思われるのである。

そしてこのことは、鎌倉歌壇に於ける父子の存在をも自から定位せしめるものと考えられ、それにつき両者の詠歌自体をも併せ考察を加えたいが、紙幅の都合により続稿に譲ることとする。

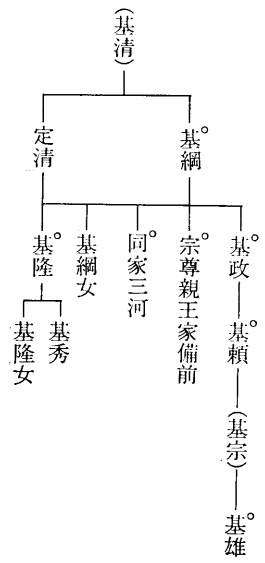
[注]

- (1) 石田吉貞氏は「鎌倉文学圏」(『国語と国文学』昭29・10)に於て、鎌倉に於ける「和歌連歌に関する活動」を、一源氏將軍時代・二藤原將軍時代・三宗尊親王時代・四惟康親王以後、の四期に分け、三を「鎌倉歌壇がもつとも張り切った時代であった。」とされる。猶、宗尊親王は「真觀の滞在中にもその後にも」為家の教えを受けたことが右論放でも指摘されている。
- (2) 北条氏関係者については、その政治的権力をも考慮し、北条氏内部での系統や各人の地位を勘案した上で歌人としての評価を為すべきであろう。

(3) 両者については拙稿を参照いただければ幸甚である。「僧正公朝について——その伝と歌壇的位置——」(『国語と国文学』昭58・9)。「大僧正隆弁——その伝と和歌——」(『芸文研究』第四十六号)。猶、前者に幾つかの誤謬(誤植も含む)があるが、中でも公朝の師が「田位」とあるのは、「田意」の誤記である。重要な点なのでこの場を借りて訂正しておきたい。

(4) 久曾神昇氏「鎌倉時代の私撰集に就いて(三)——東撰和歌六帖・新和歌集——」(『書誌学』昭13・4)・濱口博章氏「鎌倉歌壇の歴史と業績」(『甲南大学文学論集』昭29・1)・石田吉貞氏注(1)所掲論攷・秋元信英氏「関東御家人の檢非違使補任をめぐる——その制度的おぼえがき——」(『日本歴史』昭48・11)。志村士郎氏『金槐和歌集とその周辺——東国文芸成立の基盤——』。『群書解題』(東撰和歌六帖の項・谷鼎氏)・『和歌文学大辞典』(石田吉貞氏)・『和歌文学大辞典』(有吉保氏編)・『日本古典文学大辞典』(樋口芳麻呂氏)・『国史大辞典』(田中稔氏)・『鎌倉・室町人名事典』(久保田和彦氏)、各当該項目等(順不同)。

猶、以上の御指摘を全て注する事ができなかった点、御寛恕を切に請うと共に、学恩を深く感謝申し上げます。
 (5) 本文掲出分以外には『系図纂要』藤氏一五(後藤) 続群書類従巻第百五十五所収『秀郷流系図 後藤』がある。又、『和歌文学大辞典』の「後藤氏」の項では次の系図掲げる。



(○)は勅撰歌人。()内は歌人でない。

(右中、基綱女は『新和歌集』より、基隆女は『柳風和歌抄』より所引) 猶『新和歌集』巻末付載「目録」には、「藤原基綱女一首(嵯峨守基政妹)」とある(二荒山神社・彰考館本・学習院大学

本)。

- (6) 前者：福田秀一氏『中世和歌史の研究』第二篇第五章「玉葉集の撰者をめぐる論争」に於て、「栗山甚之助氏藏権中納言〔西園寺実衡〕宛為世自筆書状」の「冒頭に見える『基仲朝臣』」を、『実衡公記』正和四年四月廿日条「賀茂祭の記事の裏書」に「藤原基仲基政子関東」と見える人物であると考えられている(『公衡公記』にも基仲が同祭に服す記事有)。
後者：『拾遺風躰和歌集』雑歌に次の一首がある。

藤原基隆女妹

きぬくゝの別なりともほととぎすつらかるましき鳥のこゑ哉 (松平文庫藏(二三〇一七本による))

右作者名は統群書類従本、及びその底本と考えられる内閣文庫藏(二〇〇—二二七)本では「藤原基俊女妹」である。しかし、①系図類には「基俊女妹」も見えない。②同書の性格(関東歌壇の中心業績)。③比較的善本と思われる松平文庫本以下、『私撰集伝本書目』に見える諸本(個人蔵本は除く)及び書陵部藏(一五五—二二九)本の中、右記二本を除き「藤原基隆女妹」である。以上を勘案すると、「藤原基隆女妹」の方にやや蓋然性の高さが認められると思われる。猶、拙稿「統群書類従活字本の成立経過」(『三田国文』創刊号)を御参照頂ければ幸甚である。

- (7) 『明月記』安貞元年(一二二七)四月二十三日条に「檢非違使行兼次男左衛門尉左衛門尉基綱賴義云云」と見える。

- (8) 『陸奥話記』には、頼義軍が黄海で安倍軍に苦戦する場面に「將軍賴義從兵、或以散走、或以死傷、所殘纔有六騎。長男義家・修理少進藤原景通・大宅光任・清原貞広・藤原範季・同則明等也。」(現代思潮社古典文庫版『陸奥話記』)により、旧字は新字に改め私に点を付す)と見える。『十訓抄』第六可存忠直事にも同様の記述有。又、後に、老衰の則明を白河法皇が召出し、合戦譚を聴聞し、御衣を給する話が『古事談』(第四勇士)・『十訓抄』(第六可存忠直事)に見える。猶、『吾妻鏡』は、基綱の任官に関し、「義祖秀郷朝臣以来」と記す(寛喜元年(一二三九)三月二十六日条)。

- (9) 『姓氏家系大辞典』・注(10)所掲論攷参照。

- (10) 基清については、角田文衛氏「源頼朝の妹」(『王朝の明暗』所収)及び上横手雅敬氏「日本中世政治史研究」に詳しい。

- (11) 『和歌文学大辞典』の「後藤氏」の項(石田吉貞氏)・注(10)所掲角田氏論攷等。

- (12) 基清の四代前の公広は、元来仲清の曾父季清の弟公郷を実父とし、後藤家の祖則明の猶子となったと考えられる(公脈・纂要)。本文系図参照。

(13) 両家は代々、從五位程度で左衛門尉(或は兵衛尉)に任ずる者が多い(分脈等)。

(14) 『平治物語』(日本古典文学大系本)上源氏勢汰への事の「内裏の勢」を記す中に「後藤兵衛真基」と見える。大系頭注は、学習院図書館蔵本の校異「実基」をあげ、「未審」とする。系図類に見える官職と一致しており、「実基」と一応仮定しておく。その他、同中(待賢門院の軍の事付けたり信頼落つる事)に、「斎藤別当実盛・後藤兵衛実基、東三条の辺にて戦けるに、」・「真基今一騎の武者にかけあはせ、」と見える。又、同「義朝敗北の事」の末尾には、真基が義朝女(頼朝の妹。後に一条能保の妻)の養育を命じられ、都へ帰り、後に源氏の世になり、「後藤兵衛真基も世にいけるとぞ承り侍る。」と記す(注(10)所掲論攷参照)。猶、『姓氏家系大辞典』の「後藤」の項3に「保元物語に『後藤兵衛尉実基、』とある。

(15) 卷第十一「嗣信最期」(日本古典文学大系本による。)

(16) 注(10)所掲角田氏論攷。

(17) 承安二年(一一七二)五月十五日、文治三年(一一八七)六月十五日、建久二年(一一九一)八月十五日・二十九日各条。

(18) 基清が、正治元年(一一九九)三月以前のある期間に讃岐守護(注(19)参照)、建保二年前後から恐らくは承久の乱に刑死するまでの間は播磨守護であったことが考証されている。猶、実基がその前任者だったとする説もある。佐藤進一氏『鎌倉幕府守護制度の研究』参照。

(19) 正治元年(一一九九)正月三日の頼朝薨去直後、恐らくは源通親と大江広元の策謀により、一条能保が三金吾(基清、中原政経、小野義成)を使い謀叛との噂が都に流れ、流刑となり鎌倉へ護送される。後三月五日基清は讃岐の守護職を罷免された(明月記・愚管抄・吾妻鏡等)。猶、この後の左衛門尉選任について、角田氏は「間もなく選任したらしく」とされているが、『明月記』建仁二年(一一二〇)十二月三十日条「小除目：基清選任兵衛門尉」とある記事が該当するかと思われる。

(20) この間の情勢は、注(10)所掲角田氏論攷・同氏『平家後抄』に詳しく、本稿も大方それによった。学思を深謝し上げる。

(21) 建久七年(一一九六)、一条能保の命を受け、平知盛男知忠等を追捕。注(20)所掲論攷参照。

(22) 元和四年古活字本を底本とする現代思潮社古典文庫本による。

(23) 注(22)所掲本の補注掲出本文による。

(24) 因みに、同じく承久の乱で院方へ加担し斬罪と決定した源光行は、子息親行の重ねての嘆願により助命される(『吾妻鏡』)。

注(20)所掲論攷、池田利夫氏『河内本源氏物語成立年譜攷』参照。

- (25) 安貞二年——建治前の間と正安二年以前——元享元年(或は元弘三年まで?)の間、越前の守護であったことが注(18)所掲論攷に考証されている。
- (26) 基綱：評定衆・引付衆(関東評定衆伝(以下評定伝と略記)・纂要)。基政：引付衆(評定伝・纂要)・六波羅評定衆(分脈)。基隆：六波羅評定衆(分脈)。基頼：引付衆(評定伝・纂要)・六波羅引付頭(分脈)。基宗：六波羅衆評定衆(分脈)等。『纂要』にも見える。
- (27) 『纂要』にも見える。
- (28) 『信乃守藤原祐光妻』(分脈・纂要(但、後者には親王家女房たる記事無し))。猶、『分脈』藤原氏乙麿流、二階堂行景に「母後藤基綱女」と見える。
- (29) 『秀郷流系図』には「宗基」とある。
- (30) 基綱Ⅱ次男：父基清二十七歳。基政Ⅱ長男：父基綱三十四歳。基頼Ⅱ長男：父基政二十五歳。以上『分脈』・『纂要』・『評定伝』より算出。猶、基宗は系図上次男と見られる(分脈・纂要)。
- (31) 石川速夫氏『新式和歌集』解説による。その他、諸説あるが、正元元年を一応の下限とする点は共通する。
- (32) 注(31)所掲本による。
- (33) 淨意三十七首。坂上道清十六首。他に、源親行、淨忍、想生が十二首。
- (34) 石田吉貞氏は「要するにこの家は(中略)宇都宮歌壇とも関係が深く、『新和歌集』にこの家の人々の歌が合計一八首も入っている。」「和歌文学大辞典」『後藤氏』の項」と述べておられる。
- (35) 続群書類従卷三六九所収本による。同本は「第一帖春」のみの残欠本。歌数319首。
- (36) 祐徳稻荷神社寄託中川文庫本。同本は第四帖途中までを有する抄出本。歌数491首。福田秀一氏の解説と翻刻『国文学研究資料館紀要』第二号)による。
- (37) 基綱の弟。『纂要』には「大僧正 鎌倉阿弥陀堂別当 石清水別当 号加賀僧正」とあり、『秀郷流系図』は、基綱、基政と同様「歌人」と注する。その身分・地位よりしても相当有力なる存在であったと考えられる。或は小稿の内容にも関わる人物かとも思われるが、その点は「先ず留保しておくこととしたい。
- (38) 続群書類従卷三七〇所収本。歌数533首。
- (39) 続群書類従卷一五八所収本(残欠本)。歌数137首。

(40) 『高野山僧都分散』に関する嘉祿二年(一二二六)九月廿日の將軍頼経書状中に既に「左衛門尉基綱」とある(鎌倉遺文三五二九)。

(41) 「七月廿六日叙留。去三月九日申畏。」〔評定伝〕とある。衛門尉相当位は六・七位。

(42) 『玉葉』文治三年(一一八七)八月十五日条：「從五位下檢非違使藏人前左兵衛尉。『吾妻鏡』建久四年(一一九三)十一月二十七日条：後藤左衛門尉基清。

(43) 『吾妻鏡』には、「雖_レ為_二譜第職_一。日来被_レ超_二越數輩_一。諒。年齒四十九之今。適預_二比思_一云々。」とある。

(44) 『明月記』同月二十五日条で、除目の聞書を清書する中にも「從五上藤基綱」と見える。

(45) 或は、鎌倉方の官位補任の要望を伝奏する如き職務を負っていたことを示すものか。

(46) 『吾妻鏡』同年六月二十日条には頼経の鶴岡參宮に「新判官基綱供奉」と見え、その四日後に入京する事はやや不審だが、『明月記』両条の、「高野山伝法院定毫」が「定豪」と同一人物とすると、その定豪は、これ以前鶴岡八幡宮寺社務職にあつた人物で、当然基綱とも關係があり、「今度基綱入洛之次、轉法院訴之次、定毫吐狂言」という状況も納得されよう。

(47) 中でも、建保元年(一二二三)八月二十九日、同九月三日と五日条に、細川庄に於ける基清の「狼籍」についての記述が注目される。「基清無道太以下不及是非、不可争事也」とあり、結局は九月三日に至り、詳しい事情を追及し、「向後可為御領御計之上、不及是非申之了」と和解している。定家の基清觀の良否はともかく、このことは、印象深い事件として、定家をして基清の存在を認知せしめたものと想像されるのである。

(48) 『吾妻鏡』以外にも、「人倫禿買」の禁制に関する評定衆連署状に、やはり中原師員と連判している(鎌倉遺文五四二七)。

(49) 『算要』ではこの時に評定衆となる如き記述であるが、恐らくは誤りか。

(50) 『吾妻鏡』宝治元年(一二四七)十二月二十九日条に、大番役交替を三ヶ月に改め、その結番の十一番に「後藤佐渡前司」とある。以後、同書には建長二年(一二五〇)正月二日まで基綱は見えない。

(51) 注(18)所掲論攷参照。

(52) 群書類從卷四〇〇所収。猶、公布されたと見られる八月十日の日付を有する政道無私の起請文にも連署する(鎌倉遺文四三五八)。

(53) その後、再度南都鎮靜の為、八月二十日明晚上洛出發の旨が見え、收拾後下向し十二月二十九日参向し報告している(吾妻

鏡)。この事件については、注(10)所掲上横手氏論攷に於て言及されている。猶、右に關する史料が『鎌倉遺文』五〇八四・五〇九一に収められている。

(54) 同年三月十九日の佐渡守補任はこの功によるものか。

(55) 各呼称は『官職要解』による。各々の例(分類基準も同書による)を『吾妻鏡』より抄出しておく。

①：頼経元服(嘉禄元年(一二三三)十二月二十九日)。頼嗣元服(寛元二年(一二四四)四月二十一日)。

②：天交御祇(嘉禄三年(一二三三)七月九日)。変氣御祇禱(貞永元年(一二三三)閏九月六日)。

③：御所御車宿建設(安貞二年(一二三八)四月二十一日)。竹御所管作(同年十月十九日)。小御所御作事等事始(寛元元年(一二四三)十月七日)。御所事始(建長四年(一二五三)六月二日)。

④：光景勲行恩沢(文暦二年(一二三五)九月十日)。時房・泰時恩沢の沙汰(曆仁元年(一二三三)十二月十六日)。人々恩沢(仁治二年(一二四二)十月二十二日)。

⑤：二棟御方男子平産(延応元年(一二三九)十一月二十一日)。

⑥：人倫売買停止下知(延応二年(一二四〇)五月六日)。

⑦：鶴岡宮寺最勝王経読経・属星祭始行(祇雨)(延応二年(一二四〇)六月二十二日)。或は②か。

(56) これ以前基綱は頼経の近習に結番されている(吾妻鏡貞永元年(一二三三)十月十三日条)。又、將軍頼経の私的渡御——於竹御所覽雪——に単独で供奉している(吾妻鏡貞永元年(一二三三)十一月二十一日)。猶、元服以前の頼嗣の召始沙汰や御生髮の儀の奉行も務めている(吾妻鏡仁治二年(一二三三)二月二十三日・六月十七日各条)。これらの事例からも將軍近仕が推測される。

(57) 中原家は、所謂頭官の外記を継ぎ、明経道を伝える家。師員(元暦元年(一一八四)・建長三年(一二五二))は、摂津守・大外記・主計頭を歴任、正四位下に至る。開始以来の評定衆として、御成敗式条にも連署。本文掲出文以外にも、注(48)・注(55)⑥、及び、寛元二年(一二四四)、八月二十二日の今出河公経申請の諸条の評定の奉行等に、同世代の同僚として基綱と共に従事している。猶、その男師連も後に評定衆の一人となる。

(58) 寛元三年(一二四五)四月二十二日、鎌倉市中の禁制五ヶ条につき、執権経時は基綱を奉行として各保奉行人に執達せしめられている(吾妻鏡)。

- (59) 石田吉貞氏は、「藤原將軍時代」の基綱を「武士家人中でもっとも活躍してゐる」と述べている(注(1)所掲論攷)。
- (60) 同宅のある大倉は、「幕府が構えられたことから、この地域には北条政子・義時・時房などをはじめ後藤基綱・足利義氏・伊賀時家などの有力御家人の邸宅も多く、鎌倉時代の鎌倉の中核地区」(『神奈川の地名』平凡社)とされる場所である。猶、同宅は、嘉禎四年(一二三八)正月十日に火災に遭っている(吾妻鏡)。
- (61) 『寛喜二年(一二三〇)六月二十八日。日來行なわれていた執權泰時の禁忌による。
- (62) 『吾妻鏡』建長二年(一二五〇)三月二十六日条・同四年(一二五二)四月二十四日条。後者は宗尊親王將軍就任後。
- (63) 本文掲出歌以外に、『統後拾遺和歌集』卷十八雜歌中一〇六六歌は(山家の心を)
うき事の猶も聞えはいかせん世のかくれ家と思ふ山路に
- である。この作者名は新編国歌大観本は「藤原重綱」であるが、旧編では「藤原基綱」である。新編の底本(書陵部蔵二十一
一代集兼右本)以下「藤原重綱」とする本は多い。しかし例えば、蓬左文庫蔵二十一代集・日本女子大学図書館蔵二十一代
集・東京国立博物館(書跡室)蔵二十一代集・鹿児島大学附属図書館蔵二十一代集の各本は、「藤原基綱」とある。
- (64) 本文に既述の如く実朝將軍期、基綱三十三歳の時、「昵近祗候人」の中から「芸能之輩」を選び結番——学問所番——十八
名の中に基綱の名が見える。如何なる規準によるものかは不明だが、一応の注意は払われよう。
- (65) 『吾妻鏡』のそれ以前の記載は、「佐渡判官」(二月十四日条)であり、一方それ以後は、「佐渡大夫判官」(八月十五日)とな
る。これによっても、この間の叙爵が確認されよう。
- (66) 『評定伝』には「国務」とある。
- (67) 嘉禎三年六月二十三日、曆仁元年二月十七日・二十二日・二十三日の各条。本文中及び上の『吾妻鏡』各条の記事は基政
が鎌倉に在ることを示しているのので、その点東宮帶刀の職責との関係からも猶検討が必要であらう。
- (68) 「四条幼帝」が十一歳で急死し、そのあと、帝位に即く候補者は、土御門天皇の皇子と順徳天皇の皇子とあって、後者が有
力視されていたが、執權北条泰時の断で、はからずも前者が踐祚し(後醍醐天皇)即位の式をあげた(井上宗雄氏全訳注
『増鏡』の第四「三神山」要約)。
- (69) 『吾妻鏡』の基政初出記事。
- (70) 例えば、曆仁二年(一二三九)正月十一日・仁治四年(一二四三)正月十九日各条の頼経鶴岡御參等(吾妻鏡)。猶、寛元元年

(一二四三)七月十七日、昼夜何時でも「御要」に即応する為結番された「御供」の衆百四十七名中にも基政の名は当然ながら見える。

(71) その他、同年八月四日の日付を有する「関東御教書案」に奉行人として、やはり光蓮と共に基政の名がある(鎌倉遺文七三三四)。

(72) 後、正嘉元年(一二五七)十二月二十四日条に、「此一兩年。其衆自然懈緩之間。今日更被撰勳厚族。」とあり、六番六十名が再定されるが、その中に基政は無く、嫡子基頼が加えられている。

(73) 『吾妻鏡』による限り、基綱の奉行人としての最後の職務は、建長四年(一二五二)六月の御所作事であり、建長六年(一二五四)七月十四日には、放生会供奉に、障りを申し、重ねての催促も拒んでいる。

(74) 放生会棧敷の儉約。博奕停止。鎌倉中の橋修理・家の前掃治。病者・孤子・死屍の路辺遺棄禁止。念仏者の女人以下招集。僧徒裏頭の鎌倉中横行の禁止。神社供祭以外の鷹狩停止。重大事以外の早馬禁止。長者の禁止。

(75) 正嘉元年(一二五七)十一月八日の若宮大路から田楽辻子に至る火事に罹災した家屋の中に基政邸も含まれている(『吾妻鏡』)。

(76) 『吾妻鏡』元久元年(一二〇四)八月四日条に、実朝の「御嫁娶事」につき、その夫人たる人物(坊門大納言信清女)東下御迎の供奉人物選定に関し「容儀花麗之壮士」とある。同年十月十四日条に記すその御迎の為に上洛する人々の年齢は次の如くである。

左馬権助(北条政範)十六歳。結城七郎(朝光)三十八歳。その他、多々良四郎(明宗)、宇佐美三郎(祐茂)は、治承四年(一一八〇)の石橋山の戦に従軍している世代。千葉平治兵衛尉(常秀)や筑後六郎(八田知尚)は、その頼朝率兵以来参陣の人物を父とする世代。和田三郎(朝盛)は曾父に石橋山参戦の義盛を持つ世代。

以上より、大略十代から四十代(或は五十代)までの各年齢層を包含していることになろうか。

(77) 基政以外には、公家の冷泉侍從隆茂・持明院少将基盛。御家人の遠江次郎時通(北条)・掃部助範元。他の、越前前司時広(北条)と鎌田次郎左衛門尉行俊は、「昼番衆」。

* 本論中所引の本文は次のとおり。

勅撰集 新編国歌大観

吾妻鏡

新訂 増補 国史大系

明月記

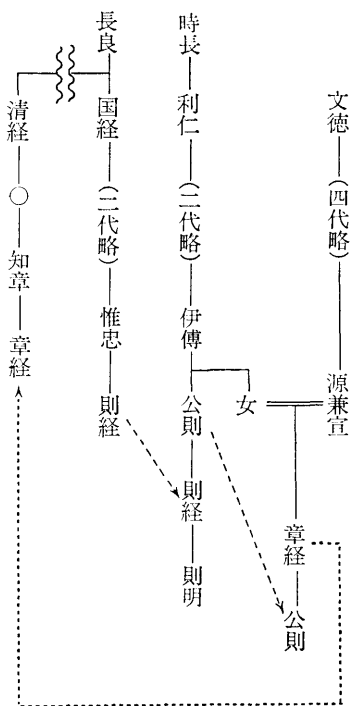
国書刊行会版

(旧字は適宜新字に改めた。)

〔補注Ⅰ〕

則明の祖父公則は、文徳天皇六代の孫従五位下河内守源章経（式部丞・駿河守源兼宣男にして藤原知章（長良遷）の猶子となる。母は藤原伊傅女）の猶子となり、姓を源氏に改めたこと知られる。更に、則経は藤原氏長良流従四位下少納言惟忠を実父とし公則の猶子となった。以上の要点を略系図で示しておく（図A）。

補注Ⅰ 図A （尊卑分脈による）



（点線は猶子に入ったことを示す）